

おしらせ版

令和 2年6月15日号
No. 277

あんなか

発行 安中市役所
編集 総務部秘書課
☎ 027-382-1111
市役所ホームページ
<https://www.city.annaka.lg.jp>

表記を省略して表示しています。 [本]=本庁舎 [松]=松井田庁舎 [谷]=谷津庁舎 [ク]=碓氷川クリーンセンター [ス]=スポーツセンター

安中市中小企業者緊急経営支援助成金について

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営状況が悪化している中小企業者を支援するため、一律10万円の助成金の交付を行います。詳しくは、次のとおりです。

【対象者】

- ・市内に本社、本店、主たる事業所を有する事業者（個人事業者も含む）で、令和2年4月30日以前から継続して対象事業を営んでいるもの、または令和2年5月1日時点で安中市に住民登録があり市外で対象事業を営んでいる個人事業者（支店、またはフランチャイズ店を営む事業者は除く）
- ・本助成金の交付を受けた後も企業活動を継続する意欲があること
- ・市税の滞納がないこと（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く）

※上記以外にも条件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

【対象業種】 運輸業（道路旅客運送業、道路貨物運送業に限る）、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業

※対象業種の詳細は市ホームページでご確認ください。

【助成金】 1事業者につき10万円（助成は1事業者あたり一度のみです）

※本助成金は、課税対象となりますので、必要な税務申告をお願いします。

【申請書類・申請方法】 申請書類（申請書、請求書）は市ホームページからダウンロードしていただき、必要事項を記入して、[松] 地域創造課商工労働係宛に、原則郵送での申請をお願いします（郵送料は申請者負担をお願いします）。

なお、申請書類は、[本] 総合案内、[松] 地域創造課窓口にも配置してあります。また、ご連絡いただければ、郵送します。

【申請期間】 令和2年9月30日（水）まで

【申請書の提出先】 〒379-0292 安中市松井田町新堀 245 安中市役所地域創造課商工労働係宛

【問合せ】 [松] 地域創造課商工労働係（☎内線2621・2627）

7月の市民課休日窓口

【日 時】 7月5日・19日（日）（第1・3日曜日）
午前8時30分～正午

【場 所】 [本] 市民課

- 【業務内容】
- 住民票の写しの発行
 - 戸籍謄本・抄本の発行
 - 印鑑証明書の発行
 - その他市民課取り扱いの各種証明書の発行

※毎週水曜日は、午後7時まで窓口延長しています。

☆市民税 ……1期
☆国民年金保険料 ……令和2年5月分
○6月30日（火）までに納めてください。

今月の納税と保険料

安中市事業継続給付金について

市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、事業収入が著しく減少し、企業活動に支障が生じている事業者の事業継続を支援するため、事業継続給付金を交付します。

【対象者】

- ・令和2年4月1日時点で、市内に本社もしくは本店、主たる事業所を有する事業者（個人事業者を含む）、または市民のうち市外で企業活動を行っている個人事業者
- ・令和元年12月31日以前から、継続して事業を営み事業収入があること（ただし、事業所の支店などは除く）。
- ・令和2年1月から12月までの間で、前年同月比で事業収入額が30%以上減少した月があり、年間の事業収入が法人は20万円以上、個人事業者は10万円以上減少する見込みであること。

※上記以外にも条件がありますので、市のホームページをご覧ください。

【給付額】

- ・法人：1事業者あたり20万円、個人事業者：1事業者あたり10万円（1事業者あたり1度のみ給付）。

※本給付金は、課税対象となりますので、必要な税務申告をお願いします。

【給付金の使途】 企業活動の維持、継続に必要な費用

【申請書類・申請方法】

- 申請書類（申請書、請求書）は、市ホームページからダウンロードできます。〔本〕 総合案内、〔松〕 地域創造課窓口にも配置してあります。また、ご連絡いただければ、郵送します。
- 申請書類に必要事項を記入し、前年の収入が確認できる書類（確定申告書類の写しなど）と今年の対象月の収入が確認できる書類（売上台帳など）を添えて、下記提出先に、郵送で申請をお願いします（郵送料は申請者負担でお願いします）。

【申請期間】 令和3年2月26日（金）まで

【申請書の提出先】 〒379-0292 安中市松井田町新堀 245 安中市役所地域創造課商工労働係 宛て

【問合せ】 〔松〕 地域創造課商工労働係（☎内線2621・2627）

持続化給付金について

国では、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に、中小法人などの法人は200万円、フリーランスを含む個人事業者は100万円を上限に、持続化給付金を給付しています。必要書類、申請方法などの詳細については、経済産業省のホームページで案内していますので、ご確認ください。

【問合せ先】 持続化給付金事業コールセンター（☎0120-115-570）

IP 電話専用回線（☎03-6831-0613）

午前8時30分～午後7時（6月は毎日、7～12月は土曜、祝日を除く各日。8月以降は午後5時まで）

- 持続化給付金申請ホームページ <https://www.jizokuka-kyufu.jp>

市税の徴収猶予特例制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により納税者の収入が減少している状況を鑑み、徴収猶予特例制度を設けました。該当する税目は、「令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する」ものです。下記要件のすべてに該当する場合に徴収猶予の特例が適用されます。

- ①令和2年2月から納期限までの1か月以上の期間において、収入が前年同月比で20%以上減少した場合
- ②納期限までに納付困難と認められる場合

【申請手続】 下記書類を用意し、来庁または郵送にてお申込ください。

- ①申請書
- ②令和2年2月以降収入が減少していることを証明する書類および前年同月の同書類
- ③申請時点での現預金額を証明する書類
- ④申請時より6か月以内に予想される経常支出および臨時支出の金額を証明する書類

【送付先】 〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所収納課収納整理係 宛て


【問合せ】 〔本〕 収納課（☎内線1083・1084）

～空き家除却工事の費用の一部を補助します～

安中市空き家除却費補助金のご案内

市では、地域の良い景観を守り、安全で安心な暮らしを送るため、自発的に空き家を除却(解体)する人に、その費用の一部を補助する事業を実施します。

【問合せ】**松** 地域創造課地域政策係(☎内線2632)

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家(建物)の所有者 ・空き家(建物)の所有者の相続人 ・市税を滞納していない人 ・共有者や相続人が複数いる場合は、全員から除却の同意を得ている人
補助対象空き家	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者個人や被相続人が所有し、空き家である戸建て住宅(店舗併用住宅含む) ※未登記、所有権以外の権利が設定されている空き家は対象外です。
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家本体の解体撤去、処分工事 ・空き家の基礎、排水管などの地下埋設物の解体撤去、処分工事 ・空き家に付属する車庫、塀、植木、庭石などの解体撤去、処分工事 ・解体撤去後の埋め戻し、簡易な整地(舗装は除く) ・空き家に残っている家財道具の撤去処分 ・令和3年3月31日(水)までに完了する工事 ・市内の業者に発注して行う工事 <p>※空き家に付属する倉庫や車庫などのみの除却は対象外です。 ※業者は市内に本社(本店)がある法人か、市内に住所がある個人業者に限ります。</p> 
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の3分の1(1,000円未満切り捨て) ・限度額20万円
補助件数	<p>30件程度 ※先着順です。</p> <p>※申請が予算額に達した時点で、申請の受け付けを終了します。</p>
申請書類	<p>配布場所：松地域創造課</p> <p>※申請書類は、6月15日(月)から配布を開始します。</p> <p>※申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。</p>
申請受付	<p>受付期間：7月13日(月)～12月28日(月)(必着)</p> <p>受付場所：松地域創造課(本 での受付はありません)</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書、工事前の写真、登記事項証明書など、所定の書類を添えて申請してください。 ※書類は郵送でも受け付けします。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに着工または完了している除却工事は対象外です。 ・申請できるのは、1空き家につき1人です。 ・補助金の交付は、申請者につき、1回限りです。 ・空き家を解体する前に、必ず 松 地域創造課に相談してください。

7月の行政相談

日	時	場 所
2日(木)	午前9時～11時30分	本 第2相談室
6日(月)	午後1時30分～4時	松 第5会議室
16日(木)	午前9時～11時30分	本 第2相談室

※予約の必要はありません。直接会場へお越しください。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相談が中止となる場合があります。

【予約・問合せ】**本** 市民生活課相談支援人権係(☎内線1207)

7月の無料法律相談

日	時	場 所
3日(金)	午後1時～4時	本 第1相談室
17日(金)	午後1時～4時	本 第2相談室

※要予約(予約状況によっては翌月以降になることがあります。)
※相談回数は、相談者1人につき、当該年度2回まで(同じ相談内容についての複数回の利用はできません。)
※場所に変更となる場合があります。

生ごみの水切り器を無料でお渡ししています

安中市環境保健自治団体連合会では6月から、生ごみの水切り器を安中市在住の世帯を対象に無料でお渡ししています。ご希望の人は、環自連事務局窓口（ク環境政策課（碓氷川クリーンセンター）・松総務管理課）までお越しください。※数に限りがあります。終了の際はご了承ください。

【お渡しする水切り器の使い方】（ひと押しで5～10%程度の水切りができます）

三角コーナーに溜まった生ごみを上から押さえつける。



水切り袋・ネットに溜まった生ごみを上から押さえつける。



排水口に溜まった生ごみを上から押さえつける。



- 生ごみの7割以上は水分と言われています。生ごみの水切りを行うことで、簡単にごみの減量をすることができます。
- 調理の際、野菜の使えない部分は洗う前に切り落とすなど、できるだけ濡らさないようにして、生ごみを出すときは、ひと手間かけてひと絞りして水分を減らしましょう。
- 絞りにくいもの（スイカの皮など）や絞った後の生ごみを乾かすと、より減量することができます。
- 生ごみの水分を切ることで、悪臭の軽減や、ごみを燃やす際のエネルギーの節約にもつながります。
- 生ごみの水切り（ごみの減量）にご協力ください。

【問合せ】ク環境政策課環境推進係（☎内線 1882）または松総務管理課管理係（☎内線 2114）

新婚世帯の新生活を応援「安中市結婚新生活支援補助金」のお知らせ

市では、新婚世帯を対象に住居費および引越し費用の一部を補助しています。該当する人は、事前に相談ください。

【対象となる世帯】（下記のすべてに該当）

- ①令和2年1月1日から令和3年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦が属する世帯
- ②夫婦の令和元年分の所得の合計額が340万円未満であること（離職した者は含めない）
- ③申請時点において、夫婦の一方が安中市の区域内に所在する当該住宅に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されている者であること
- ④他の公的な制度による支援を受けていないこと
- ⑤他の自治体などによるこの告示と同様の趣旨の補助金などの交付を受けていないこと
- ⑥過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと
- ⑦夫婦が本市の税を滞納していないこと
- ⑧夫婦の一方が婚姻の時点において50歳未満であること
- ⑨世帯の全員が安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員などでないこと
- ⑩安中市移住支援金支給要綱に基づく移住支援金の支給を受けていないこと



【対象となる費用】令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に支出したものに限りです。

- 住居費…新規の住宅取得費用または新規の住宅賃借費用（夫婦が同居を開始した後に生じた賃料（勤務先からの住宅手当の額を除く）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- 引越し費用…引越し業者または運送業者に支払った費用

【補助金額】1世帯あたり上限24万円

【申請期間】令和3年3月31日まで（申請受付中） ※要事前相談

【申込み】所定の申請書類を作成し、必要書類を添えて、直接本市民生活課へ

※申請書類など詳しい資料は、本市民生活課にあります。市ホームページからダウンロードもできます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問合せ】本市民生活課相談支援人権係（☎内線 1208）



電話のかけ間違いにご注意ください

特別定額給付金室 ☎027-382-1111 (内線2504・2505)

おかけ間違いにより、一般の人へご迷惑をおかけする事象が発生しています。
電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いします。

群馬県狩猟免許試験・講習会実施のお知らせ

群馬県狩猟免許(わな猟)の試験が下記のとおり実施されます。今年度も^松で行われますので、アライグマやハクビシンなどの有害鳥獣による被害でお困りの人はぜひご検討ください。また、市内在住者のわな免許の取得については、受験にかかわる費用の受験補助制度もありますので併せてご活用ください。網猟およびわな猟免許は、18歳から受験することができます。18歳・19歳の方は、わな猟免許の受験手数料が免除されます。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため試験が中止または延期となる可能性がありますのでご承知おきください。詳しくは、西部環境森林事務所へお問い合わせください。

試験日	会場	実施判断期限	申込み期限
8月6日(木)	松井田庁舎	6月26日(金)	7月27日(月)
11月18日(水)	桐生市中央公民館	10月6日(火)	11月6日(金)
12月24日(木)	富岡市役所	11月10日(火)	12月14日(月)
3年2月10日(水)	農林大学校研修館	12月18日(金)	3年1月29日(金)

※午前9時(桐生市中央公民館の会場は午前9時30分)から受験者を対象とした講習会を開催します。

※当日は、受験票・筆記用具・昼食をご用意ください。

※その他の狩猟免許試験の日程についてはお問い合わせください。

【受験費用】5,200円

【申込み・問合せ】・試験日程および申込について 西部環境森林事務所 (☎323-4021)

・受験補助制度、申請書について ^松 農林課林政鳥獣対策係 (☎内線2619)

風しんの抗体検査・予防接種を受けましょう

○風しん追加的対策(抗体検査・第5期予防接種)について

対象者:昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

風しんからご自身と周りの人たちを守るためにも、クーポン券をまだ利用していない人はまず抗体検査を受けていただき、検査の結果十分な抗体がないと診断された人は定期予防接種を受けましょう。また、皆さんの周りに対象の男性がいましたら、ぜひお声かけをお願いします。

なお、昨年度のクーポン券未利用の者を対象に、有効期限を変更した新しいクーポン券(有効期限令和4年3月まで)を今年3月末に発送しましたので新しいクーポン券を利用してください。また、昨年度のクーポン券がお手元にある場合は、お手数ですが破棄をお願いします。

昨年度のクーポン券発行者数:6,566人

【令和2年3月までの実施状況】

- ・風しん抗体検査実施者数 1,624人
うち 十分な抗体がなかった人(定期予防接種の対象)・・・494人
抗体があった人(定期予防接種の非対象)・・・1,130人
- ・風しん第5期定期接種(麻しん風しん混合ワクチン)接種者数 436人



【問合せ】^松健康づくり課予防係 (☎内線1172)



お知らせ

新型コロナウイルス感染症対策の寄附を募集しています

市では、5月20日から新型コロナウイルス感染症対策全般に活用することを目的として、市内外から寄附を募集しています。

【寄附方法】

①寄附申込書による申込み
市ホームページより寄附申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて〔企〕企画課企画調整係宛に送付してください。寄附申込書が印刷できない人は、電話または〔本〕企画課窓口でも受け付けています。

②インターネットによる申込み

『ふるさとチョイス』のホームページよりお申し込みください。

【返礼品について】

この寄附金は、ふるさと創生寄附金(ふるさと納税制度)を活用した寄附金になるため、市内在住の人には、返礼品を送付していませんので、ご了承ください。

さい。

【税制優遇について】

寄附金の一部が個人住民税や所得税から控除されます。(上限あり)

【問合せ】〔企〕企画課企画調整係

(☎内線1635)

NOSA Iからのお知らせ

「新型コロナウイルス感染症」による収入減少も補償します

収入保険は、すべての農産物を対象に、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する制度です。

青色申告を行っている農業者(個人・法人)が加入対象で、自然災害や市場価格の低下、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の影響など、収入減少を総合的に補償します。

詳しくは、最寄りの農業共済組合にお問い合わせください。

※すでにご加入の人は、現在の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の影響による収入減少も補償となります。

【問合せ】NOSA Iぐんま高崎支所

(☎027-344-2181)

NOSA Iぐんま本所 収入保険課

(☎027-251-5631)

店舗などの改装工事費を一部補助します

市では、商工業の活性化を図るため、店舗などの改装工事費の一部を補助します。

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業(娯楽業は除く)を営んでいる人で、店舗などの改装を計画されている人はご相談ください。

【名称】

安中市店舗等改装等工事補助金

【内容】店舗などの改装のため、市内の事業者が施工する工事費の一部を補助します。予算の範囲内で実施します。

【申請受付】7月1日(水)から10月30日(金)まで

○申請が予算を超えた時点で受付を終了します(15件程度を予定)。

【補助内容】補助金の額は、対象となる改装工事費に100分の30を乗じて得た額とし、補助金の交付限度額は20万円です。なお、対象となる工事は、費用が20万円以上のもので、関係法令に違反していないものとします。

【注意事項】補助金の交付決定前に、すでに着手している工事は対象となりませんのでご注意ください。また対象

工事は、令和3年3月31日までに完了する必要があります。市ホームページで申請書などをご確認ください。

【問合せ】〔地〕域創造課商工労働係

(☎内線2621・2627)

6月は廃棄物適正処理推進強化月間です

不法投棄に注意しましょう

夜間や早朝、山間部など人目につかないところで、ごみの投棄を繰り返す悪質な不法投棄が発生しています。自分の土地に大量のごみを捨てられないように、定期的に見回りをしっかりと管理しましょう。不法投棄した人が行方不明になったり、撤去する資力がないときは、自分で片付けなければならぬ場合もあります。不法投棄を見かけたら、早期発見・早期撤去のため、通報をお願いします。

【問合せ】

〔環〕環境政策課廃棄物対策係

(☎内線1881)

廃棄物110番

(☎0120-81-5324)

西部環境森林事務所廃棄物係

(☎027-323-5530)

毎年6月23日～29日は
男女共同参画週間です

「そっか。いい人生は、
いい時間の使い方なんだ。」
「ワクワク・ライフ・バランス」
～令和2年度キヤッチフレーズ～

自分らしい充実した人生を送るためには、性別にかかわらず、自分の意志にそって、「仕事」や「家事・育児・介護」、「学び」、「趣味・娯楽」など、どのように時間を使ってバランスをとるのが大切です。この機会に、自身の「ワーク・ライフ・バランス」について考えてみませんか。

○標語を募集します
昨年度に続き、男女共同参画をテーマとした標語コンクールを実施します。募集期間などの詳細は、後日お知らせ版とホームページに掲載します。皆さんのご応募をお待ちしています。
○安中市 男女の意見がメロディーかなでる 魅力のまち
○男の意見 女の意見 合わせた意見で見えるもの
○お互い 認めあおう 一人一人が輝く社会に！

(第1回安中市男女共同参画標語コンクール最優秀作品より)

【問合せ】☎ 市民生活課市民協働係 (☎内線1139)



農業委員会からのお知らせ
農地の利用状況調査を
実施します

この調査は、全国の農業委員会組織で統一して実施するものです。

「利用状況調査」は、農地法第30条に基づき、市内のすべての農地について利用状況の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、また、農地の違反転用防止・早期発見について重点的に取り組み、農地の集積と集約の推進、地域の農業の活性化を図ることを目的としています。調査時に皆さんの農地に立ち入る場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

調査により遊休農地と判定された農地の所有者には、農地法第32条に基づき、今後の耕作や貸借などの農地利用の意思について具体的に確認する「利用意向調査」を行います。

【実施期間】7月～11月の間

【対象農地】市内すべての農地

【実施内容】

- ①遊休農地および遊休農地の恐れのある農地の把握(荒廃農地調査を含む)
- ②農地法の許可(届出)案件の履行状況の確認
- ③農業経営基盤強化促進法による利用権設定など農地の履行状況の確認
- ④農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正
- ⑤相続税または贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認
- ⑥仮登記農地の利用状況の確認
- ⑦営農型発電設備(太陽光パネルなど)の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認
- ⑧農業者年金制度にかかる特定処分対象農地の利用状況の確認

【その他】

○実施にあたっては、全国農業会議所の農地パトロール(利用状況調査)実施要領に準拠して調査を行います。

○草刈や耕起などにより、農地を再生し利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。

【問合せ】☎ 農業委員会事務局 (☎内線1452)

適正管理で農地を守りましょう

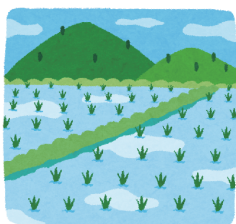
農地法では、農地の所有者や権利者に対して、農地を農地として適正に利用することを義務付けています。

農地の遊休化が進むと、害虫の温床や有害鳥獣のすみか、火災の発生源になる恐れがあります。

また、ゴミの不法投棄などの場所になることも考えられ、周辺の農地や住環境はもとより、その地域全体の活力にも影響を与えてしまいます。

耕起、草刈り、除草などによる農地の適正な管理をお願いします。

【問合せ】☎ 農業委員会事務局 (☎内線1452)



道路の『コサ切り』のお願い

道路に枝や雑草が張り出して、通行の支障になっている場所が多数見受けられます。これらが原因で、車や歩行者に事故が発生した場合、樹木や雑草が生えている土地の所有者が責任を問われることがあります。そのため、定期的な『コサ切り』をお願いします。

特に、児童生徒が通る通学路の安全確保、また、大雨や強風の前後の倒木にもご注意ください。良好な管理を重ねてお願いします。

※『コサ』とは、樹木の枝や雑草が畑を日陰にしたり、道路に張り出して通行に支障が出たりする様子のことです。

【問合せ】本 土木課庶務係（☎内線1203）松 土木課工務2係（☎内線2142）

「優良自動車運転者表彰」受付のお知らせ

令和2年度秋の表彰にあたり、次により優良自動車運転者の表彰受付を行います。

【申請期間】7月15日(水)まで

【必要書類】運転免許証、交通安全協会会

員証、はんこ、証明手数料670円
【該当基準】

- 銅章 5年以上無事故無違反の運転者
- 銀章 10年以上
- 金章 15年以上
- 金冠銀章 20年以上
- 金冠金章 30年以上
- 旭日金冠章 40年以上

※安中交通安全協会会員の人で、ご家族ご夫婦で表彰を受ける人（ファミリー賞、おしどり賞を別に表彰）は、窓口で申し出てください。

【申請・問合せ】 安中交通安全協会
☎382・0211
安中交通安全協会松井田支所
☎393・2455

※松井田支所は、開設日(水曜日・午前9時〜午後4時)のみの受け付けとなります。

共同募金の配分申請の受付について

「共同募金の配分」を希望する法人や団体の申請を受け付けます。

【配分対象事業】 令和3年度に実施する、市内における福祉活動を目的とした次の事業が対象です。

- ①施設・設備・備品整備配分（福祉施設増改築、改修・修繕、福祉サービス利用者のために直接必要な物品など）

- ②事業経費配分（福祉団体、NPO・ボランティア団体などが実施する啓発・研修、福祉相談など）
- ③運営費配分（福祉活動を目的として設立された、法人格のない団体の活動経費）

※介護保険事業は原則対象外です。

※法人格のある団体（社会福祉法人、NPO法人など）が申請できるのは、①②です。

※同一法人・団体が、複数の申請書を提出することはできません。

【配分率】総事業費の75%以内（①のみ）
【配分額の限度額】 上限は①100万円②30万円、上限額の範囲内で申請できます。③については、1団体5万円までです。

※広域的な活動への配分は群馬県共同募金会で受け付けします。受付期間などの詳細は群馬県共同募金会にお問い合わせください。（群馬県共同募金会 ☎027・255・6596）

【申請方法】 所定の申請用紙で申請してください。

※添付書類：見積書、定款、予算書、決算書など

【申請期間】

①施設・設備・備品整備配分
6月15日(月) ～ 7月15日(水)

- ②事業経費配分

6月15日(月) ～ 7月15日(水)

- ③運営費配分

6月15日(月) ～ 7月31日(金)

※郵送による提出は不可。直接左記に書類を提出してください。

【申請用紙配布・受付・問合せ】
社会福祉協議会
安中本所（☎382・8397）
松井田支所（☎393・3948）

自死遺族相談のご案内

ご家族などの大切な人を自死で亡くしたとき、遺された人が大きなショックを受け、悲しみ、不安、怒りなどの様々な感情を抱くのは自然なことです。しかし、その気持ちを周囲に話すことは難しく、複雑な気持ちをひとりで抱える人も多いと言われています。

群馬県こころの健康センターでは、ご遺族などが安心して思いを語れる自死遺族相談を開催しています。精神科医師・保健師がお話をうかがい、秘密は堅く守られます。

【対象者】ご家族などを自死で亡くされた人(家族、婚約者、親しい友人など)

【日時】原則、毎月第1木曜日
午後1時30分から(予約制)

お詫びと訂正

○おしらせ版あんなか5月15日号7ページ「安中市6次産業化支援事業について」の記載に誤りがありました。正しくは下記のとおりです。

誤：「施設整備」1団体あたり50万円以内
正：「施設整備」1団体あたり100万円以内

○広報あんなか6月1日号3ページ「新型コロナウイルス感染症支援策生活支援（個人向け）」の中の記載に誤りがありました。正しくは下記のとおりです。

誤：「徴収猶予特例制度」
正：「徴収猶予特例制度」

お詫びして訂正いたします。

【場所】群馬県こころの健康センター（前橋市野中町368）
【申込み】事前に群馬県こころの健康センターに電話でお申込みください。
☎027・263・1156

太陽光発電設備設置条例の適用事業が拡大されます

令和2年10月1日から「安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例の一部を改正する条例」が施行されます。

【改正理由】昨年の台風19号の影響により発生した全国における土砂災害について、発生箇所36%が土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域外で発生していることや、県内他自治体における同様の条例などの適用面積を考慮した結果、本市条例においても、適用事業の面積要件を引き下げ、対象を拡大する必要が生じたためです。

【改正内容】その他の区域適用事業（太陽光発電設備の設置区域が土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域外に位置する事業）の面積要件を3,000㎡以上から1,000㎡以上に改正します。

※詳細は市ホームページ（産業・ビジネス）安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例についてをご覧ください。お問い合わせください。

【問合せ】☎ 都市整備課開発係（☎内線1218）

群馬県介護支援専門員（ケアマネージャー）実務研修受講試験の実施について

【試験日】10月11日（日）

【試験会場】県内の複数の大学など

【受験資格】保健・医療・福祉分野で5年以上かつ、900日以上の実務経験のある人

【申込期限】6月30日（火）

【申込方法】試験案内に付属の受験申込書によりお申し込みください（簡易書留による郵送のみ）。

【試験案内の配布場所】

○県内各市町村役場

※本市では☎介護高齢課介護保険係および☎住民福祉課健康介護係

○県庁（介護高齢課、県民センター）

○県内の各保健福祉事務所

○群馬県社会福祉協議会福祉人材課（県社会福祉総合センター6階）

【問合せ】群馬県社会福祉協議会福祉人材課
☎027・280・4107



働く妊婦・事業主の皆さんへ「母性健康管理措置」に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関して感染のおそれがある場合は母性健康管理措置が適用されます。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html）

【問合せ】群馬労働局雇用環境・均等室（☎027・896・4739）

働く方・事業主の皆さんへ「パワーハラスメント防止」に関するお知らせ

職場におけるパワーハラスメント防止措置が6月1日（月）より事業主の義務となります（中小企業主は令和4年3月31日までは努力義務）。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html）

【問合せ】群馬労働局雇用環境・均等室（☎027・896・4739）



催し

「未就労の若者の就職を
考える保護者セミナー」
開催のお知らせ

市では、就職のことで悩んでいる未就労の若者の保護者のためのセミナーを開催します。

【日時】 7月7日(火)

午後1時30分～3時

【会場】 本 202会議室

【対象】 「未就労」の若者の保護者

【定員】 10人(先着)

【内容】

①サポートステーションなどの支援機関の情報提供

②我が子を取り巻く就職(または就活)事情

③我が子への関わり方

【講師】 ぐんま若者サポートステーション 統括コーディネーター 唐沢文彦氏
【申込み・問合せ】 本 福祉課社会福祉係 (☎内線1194)

※定員に達した時点で受付を終了します。



募集

原市保育園の職員を
募集します

原市保育園に勤務する保育士(会計年度任用職員)を募集します。

【職務】 保育業務(要資格)

【期間】 7月1日～令和3年3月31日(継続あり)

【勤務時間】 午前8時30分から午後4時30分(うち1時間休憩)

【勤務日】

月～金(月2日程度早番、遅番勤務あり)

土(2～3カ月に1度程度勤務あり)

【募集人員】 若干名

【報酬】 月額170,400円

【応募期間】 6月24日(水)まで

【選抜方法】 面接

【申込方法】 市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入のうえ、原市保育園まで郵送または持参してください。

【申込み・問合せ】 原市保育園 (〒379-0134 安中市築瀬25-1 ☎385-5233)



税務職員採用試験

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

【受験資格】

①令和2年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および令和3年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みの者
②人事院が右記①に掲げる者に準ずると認める者

【試験の程度】 高等学校卒業程度

【申込方法】 原則…インターネット申込み…次のアドレスへアクセスする
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○受付期間…6月22日(月) 午前9時～7月1日(水) 受信有効

【試験日】 第1次試験日…9月6日(日)

第2次試験日…10月14日(水)～23日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

【問合せ】 インターネット申込みに関すること…人事院人材局試験課(☎03-3581-5311)

その他のこと…関東信越国税局人事第二課試験係(☎048-600-3111)



講座・教室

「親と子の木工広場」は
中止になりました

毎年8月の第1日曜日に実施し、多くの皆さんに参加していただいている「親と子の木工広場」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、安中会場(中央体育館)・松井田会場(松井田体育館)とも中止になりました。
【問合せ】 松 生涯学習課社会教育係 (☎内線2243)
*午前8時30分～午後5時の間にお問い合わせください。



スポーツ

市民卓球大会中止のお知らせ

6月20日(土)に予定していた卓球大会は、新型コロナウイルス感染予防のため中止となりました。

【問合せ】 市スポーツ協会卓球部・田口(☎090-8811-8785)

～コロナウイルス感染拡大を防ぐために～
日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集・密接・密閉）
- 毎朝体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



《出典：厚生労働省HP》

※古紙は雨天でも回収します。
※古着・古布は、新型コロナウイルス感染拡大の影響でリサイクルが困難な状況にあるため、当面の間は出すのを控え、できる限りご家庭にて保管してください。
※収集日当日(朝8時まで)にお住まいの地域の決められたごみステーションに出してください。(前日などには出さない。)
※出し方などの詳細は、「家庭ごみ収集日程表」または市ホームページをご覧ください。

【問合せ】 環境政策課廃棄物対策係 ☎内線1881

収集日	収集地区名
1日(水)	安中1区(JR安中駅より西側)・安中2区511区(並木団地・遠丸団地・下高別当地区を除く)・九十九地区・細野地区
8日(水)	安中1区(JR安中駅より東側)・遠丸団地・下高別当地区・岩野谷地区・板鼻地区・新堀地区(源ヶ原地区を除く)・松井田地区・臼井地区・坂本地区
15日(水)	安中12区・原市地区・並木団地・秋間地区・後閑地区
22日(水)	磯部地区・東横野地区・西横野地区・源ヶ原地区

7月古紙・古着等行政回収収集日程表

こころの健康相談

「こころの健康相談」(予約制)を実施します。

心に悩みや不安のある人、お酒の問題でお悩みの人、認知症などについて心配のある人および家族の相談に応じます。
費用は無料です。



【日時】 6月23日(火)
7月28日(火)
午後1時～5時

【場所】安中保健福祉事務所
(安中市高別当336-8)

【予約先】安中保健福祉事務所
(☎381-0345)

サーベイメーターによる空間放射線量の測定について

市では、市役所本庁を始め、松井田庁舎、小中学校などで放射線量の測定を行っています。本庁と松井田庁舎以外の測定結果については、市ホームページをご覧ください。

【測定高】 地表より100cm (単位 マイクロシーベルト / 1時間)

測定月日	測定地	安中市役所本庁	松井田庁舎
5月19日(火)		0.045	0.052

(国の定める除染基準は0.230マイクロシーベルト / 1時間です)

【問合せ】 空間放射線量に関すること… ☎環境政策課環境推進係 (☎内線1882) または ☎総務管理課管理係 (☎内線2114)

7月の健康ガイド

【問合せ】**本**健康づくり課保健指導係
(☎内線1174)

松住民福祉課健康介護係
(☎内線2151)

◆乳幼児健診◆

	市内全地区対象				持ち物
	とき	該当児	受付	会場	
4か月児健診	28日(火)	令和2年3月生	午後1時～2時	安中市保健センター	母子手帳、バスタオル、4か月児健康診査票、健康チェック票、子育て支援ノート 健やか親子21 アンケート
8か月児健診	21日(火)	令和元年9月生	午後1時～2時	安中市保健センター	母子手帳、バスタオル、8か月児健康診査票、健康チェック票、子育て支援ノート
1歳児 すくすく相談	29日(水)	令和元年6月生	午後1時～2時	安中市保健センター	母子手帳、バスタオル、1歳児すくすく相談票、健康チェック票、子育て支援ノート
2歳児 歯科健診	22日(水)	平成30年5月生	午後1時～2時	安中市保健センター	母子手帳、バスタオル、2歳児歯科健康診査票、健康チェック票、子育て支援ノート
2歳6か月児 歯科健診	30日(木)	平成29年11月生	午後1時～2時	安中市保健センター	母子手帳、バスタオル、2歳6か月児歯科健康診査票、健康チェック票、子育て支援ノート

	安中市保健センター		松井田保健センター		持ち物
	とき	該当児	とき	該当児	
1歳6か月児 健診	8日(水)	平成30年11月生 12月生	8月に実施します (隔月の実施)		母子手帳、バスタオル、1歳6か月児健康診査票、健康チェック票、子育て支援ノート 健やか親子21 アンケート
3歳児 健診	2日(木)	平成29年5月生			【受付】午後1時～2時 【地区】安中・原市・磯部・東横野 岩野谷・板鼻・秋間・後閑

※今後の新型コロナウイルスをめぐる状況の変化によっては、日程を変更する場合があります。その際は個別通知でご案内します。

※幼児健診・1歳児すくすく相談でのフッ素塗布については、新型コロナウイルス感染防止のため中止します。

※お子様やご家族（保護者やごきょうだいなど）で2週間以内に37.5度以上の熱や咳・鼻水・下痢などの症状がある場合、水ぼうそうやおたふくなどの感染が疑われる場合は健診を受診することができません。

※該当する日程・会場以外で受診される場合は、事前にご連絡ください。

7月の休日当番医

7月		内科		外科	
5日	日	アミヤ医院	☎385-1511	松井田病院	☎393-1301
12日	日	田口医院	☎393-1731	正田病院	☎382-1123
19日	日	有坂内科医院	☎381-0485	いのうえ整形外科・内科	☎380-1717 ※午後6時以降は須藤病院 ☎382-3131
23日	木・祝	本多病院	☎382-1255	須藤病院	☎382-3131
24日	金・祝	公立碓氷病院	☎385-8221	公立碓氷病院	☎385-8221
26日	日	武井内科循環器科	☎393-1005	正田病院	☎382-1123

※公立碓氷病院、須藤病院、正田病院、松井田病院以外の内科の当番医は、診療時間が午前9時から午後6時までです。午後6時以降は、外科の当番医で受診してください。